

医療的ケア児等の保育施設や学校等での生活における支援の充実と強化を求める意見書

医療技術の進歩を背景に、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常生活の上でたんの吸引や経管栄養などの医療的ケア等を必要としている子供は年々増加傾向にある。その数は、過去10年でほぼ倍増し、全国で約2万人に上ると推計されている。

平成28年5月の児童福祉法の改正や、令和3年9月の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行により、医療的ケア児への対応は市区町村の責務となったが、保育施設や学校等における障がい児の受入れは進みつつある一方で、医療的ケア児に関しては、対応するための施設の改修や資器材の準備、看護師等の配置など、ハード・ソフトの両面で準備が追いついていないのが現状である。

国は、切れ目ない支援体制整備充実事業として医療的ケア看護職員配置事業などによる支援を行っているが、その補助率は3分の1であり、自治体や事業者などの負担が大きく、課題となっている。

また、医療的ケア児への対応に必要な看護師や介護福祉士、ヘルパーといった人材は、特に地方において不足が続いていることも課題である。

医療的ケア児等が、多様な保育サービスを受けたり、安心安全な学校生活を過ごしたりするには、支援の充実と強化が必要であるため、下記のことを求めるものである。

記

- 1 施設の環境整備(バリアフリー化改修、資器材の準備)、保育施設や学校等への看護師等の配置、保育士や教員等への指導研修の実施など、医療的ケア児等を支援するために必要な施策について、十分な財政措置を講じること。
- 2 保育施設や学校等における医療的ケア児等の受入れに必要な、看護師、介護福祉士、ヘルパーなどの人材の育成や確保に国を挙げて取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月16日

名取市議会議長 菊 地 忍

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
財 務 大 臣 殿
文部科学大臣 殿
厚生労働大臣 殿